

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		法令番号	昭和35年第145号			
手続名	薬局等の業務体制の整備命令		根拠条項	第72条の2第1項及び第2項			
処分基準	<p>1 薬局開設者又は店舗販売業者に対して、その薬局又は店舗が第5条第2号又は第26条第4項第2号の規定に基づく厚生労働省令で定める基準（ ）に適合しなくなった場合においては、当該基準に適合するようにその業務の体制を整備することを命ずることができる。</p> <p>2 配置販売業者に対して、当県の区域における業務を行う体制が、第30条第3項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準（ ）に適合しなくなった場合においては、当該基準に適合するようにその業務体制を整備することを命ずることができる。</p> <p>3 地域連携薬局等の開設者に対して、その地域連携薬局等が第6条の2第1項各号（第1号を除く。）又は第6条の3第1項各号（第1号を除く。）に掲げる要件を欠くに至ったときは、当該要件に適合するようにその業務を行う体制を整備することを命ずることができる。</p> <p>厚生労働省令で定める基準 「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」(昭和39年厚生省令第3号)</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	薬務課	交付 機関	薬務課	目次